

第 2 9 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成22年 5 月11日 開会

平成22年 5 月11日 閉会

南 部 町 議 会

第29回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（5月11日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	3
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	4
○ 町長提出議案提案理由の説明	4
○ 報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○ 報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2
○ 報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○ 報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○ 報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
○ 報告第 9 号の上程、説明、質疑	2 2
○ 報告第10号の上程、説明、質疑	2 4
○ 報告第11号、報告第12号の上程、説明、質疑	2 5
○ 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○ 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○ 閉会の宣告	3 2
○ 署名議員	3 5

第29回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年5月11日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 8 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 第 9 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 10 報告第9号 専決処分した事項の報告について
専決第8号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 11 報告第10号 平成21年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 12 報告第11号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 13 報告第12号 平成21年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 第 14 議案第53号 南部町名川共同高等職業訓練校条例を廃止する条例の制定について
- 第 15 議案第54号 工事請負契約の締結について（剣吉小学校校舎耐震改修工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	15番	坂 本 正 紀 君
16番	小笠原 義 弘 君	17番	佐々木 元 作 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（2名）

14番	工 藤 久 夫 君	18番	東 寿 一 君
-----	-----------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	中 野 雅 司 君
農 林 課 長	中 村 一 雄 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	佐々木 博 美 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 辺 弘 治	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第29回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。副委員長。

（議会運営委員会副委員長 川井健雄君 登壇）

○議会運営委員会副委員長（川井健雄君） おはようございます。

本日東委員長が欠席されておりますので、代わって副委員長の私をご報告いたします。

本日招集されました第29回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案11件でございます。よって、本臨時会の会期は本日5月11日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番夏堀文孝君、3番沼畑俊一君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日5月11日、1日にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

.....

町長提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、町長提出議案11件でございます。日程により議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第29回南部町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位に

は、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

前回の臨時会におきまして、坂本副町長の選任にご同意いただき、1カ月が経過いたしました。また、臨時会終了後に開かれました教育委員会におきまして、山田義雄委員が、委員の互選によって教育長に選任されてございます。

坂本副町長は町政全般わたって、また、山田教育長は教育分野に、それぞれ精通され、かつ優れた見識をお持ちでありますので、今後の町政運営におきまして、その手腕を十分に発揮されるものであるとご期待申し上げます。

また、4月7日には、全職員を対象とした訓示を行い、新体制のもと、町民の皆さまから託された思いに応えるべく、一丸となって町政運営に努める決意を新たにしております。

さて、国におきましては、補助金の一括交付金化や、義務付け、枠付けの改革など、今後、地域主権改革が進められる見込みであります。

この地域主権社会では、地域の自主性が強化され、自由度が拡大する一方、自主自立の行政運営と、その結果責任がより強く求められることとなります。町民に一番近い基礎自治体として時代の潮流をにらみながら、町の実情、ニーズに合った政策をみずから考え、決定し、実行していかなければなりません。

現下の厳しい行財政環境の中、南部町総合振興計画を核として、強い信念と情熱を持ち、町の発展を見据えた重点施策の推進に努めてまいりたいと思っております。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。本臨時会に提出いたしました案件は、条例改正及び補正予算の専決処分並びに繰越計算書についてなど報告事項9件のほか、議案といたしまして、廃止条例の制定及び工事請負契約の締結の2件を提出しております。審議の参考に供していただくため、順にご説明申し上げます。

まず、専決処分の報告及び承認を求める事項といたしまして報告第4号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について、報告第5号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年3月31日にそれぞれ公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。

報告第7号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）についてであります。特別交付税、地方消費税交付金、地方道路譲与税及び総務費国庫補助金などの収入確定に伴い、地域活

性化・きめ細かな臨時対策交付金事業として、公共施設改修工事費を計上するなどの補正を行ったもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,786万8,000円を追加し、予算の総額を112億1,757万5,000円とすることについて専決処分したものであります。

報告第8号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。平成21年度分の医療費等の財源となる国庫補助金、県補助金などの収入金額が確定したことに伴い、療養給付費負担金などを補正したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,877万円を減額し、予算の総額を27億6,838万3,000円とすることについて専決処分したものであります。

報告第9号、損害賠償の額を定め和解することについてであります。去る3月18日に、上名久井地区在住の男性が同地区を車両で走行していた際、町が管理する側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部が損壊した事故に関し、相手方と和解を成立がしたこと、及び損害賠償の額を決定することについて、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号に該当することから、平成22年4月22日付で専決処分したものであります。

以上の専決処分の報告6件につきましては、地方自治法に基づき議会へ報告させていただくものであり、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第10号、平成21年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第11号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてであります。繰越明許費及び継続費につきましては、地方自治法施行令に基づき繰越計算書を調製して報告するものであります。

次に、議案第53号、南部町名川共同高等職業訓練校条例を廃止する条例の制定についてであります。職業訓練法人名川職業訓練協会が解散したことに伴い、南部町名川共同高等職業訓練校を廃止するために、条例を廃止する条例を制定するものであります。

最後に、議案第54号、工事請負契約の締結についてであります。剣吉小学校校舎耐震改修工事の請負契約を締結するため、地方自治法に基づき、南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例によって、議会の議決を求めるものであります。

以上が本臨時会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第3号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。ちょっと待ってください。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 1ページをお開き願います。報告第4号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分でございますけども、専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、これらが平成22年3月31日公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要性が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであります。

次のページ、2ページをお開き願います。専決処分第3号、専決処分書でございます。平成22年3月31日に専決処分しております。

次のページをお開きください。条例の改正文でございますけども、概要をご説明申し上げます。まず、地方税法において扶養控除等の見直しが行われます。これに伴って、給与所得者の扶養親族申告義務が創設されています。これは、第29条の2の改正。それで給与と同じく公的年金等受給者の扶養親族申告義務も創設されております。これが、第29条の3の改正となっております。この申告では、給与支払者の氏名、名称、扶養親族の氏名、省令で定める事項を申告することになっております。省令はまだ制定されておられません。

次に、給与所得者の特別徴収に65歳未満の公的年金に係る所得を加算して徴収できる規定が設けられております。これが、第37条第2項、第3項、第4項の改正であります。

次に、地方自治法の一部改正。現在、参議院を通過して衆議院で審議されておりますけども、この改正に伴って、地方開発事業団が廃止されることになっております。これを受けて、地方税

法が改正されております。それに伴って条例のほうも干拓地による埋め立ての固定資産税の納税義務者が県とか市町村、財産区、地方開発事業団が除かれることになっていました。自治法で廃止されますので、これを削除する改正規定が61条で行われております。

次に、たばこ税の税率の改正でございますけども、1,000本につき3,298円だったものを4,618円に引き上げることになっております。旧三級品につきましては、不足でその分の間1,564円であったものを2,990円に引き上げると。こういう改正になっております。

次に、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、これの非課税規定が設けられまして、それで区分して非課税と課税と区分して計算するという特例が設けられ、これは附則の40条の改正でございます。

そのほかにつきましては、法律等の改正に伴う所要の整備、条項等の整備が行われております。

附則でございますけども、平成22年4月1日から施行することになっております。ただし、たばこ税の改正については、平成22年10月1日から。上場株式の非課税の所得計算の特例につきましては、平成25年1月1日から。地方開発事業団に関する改正は、地方自治法の一部改正の法律が公布されてからとなっております。そのほか、経過措置それぞれに税目ごとにそれぞれ設けられました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず今、説明を受けたわけでありますが、今回の地方税の改正に伴っての住民の不利益となる項目、また、改善された項目についてはどのように考えておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 改正された点で、不利益となるというのは一概に言えないわけですね。扶養手当等がありますので、その分が伴っての扶養控除の見直しが行われておりますので、一概に言えないと。たばこ税の税率の引き上げも、これらも健康のためを加味したものでやっているという考え方もあります。実際に、試算してみたところ、扶養控除の見直しによってうちのほうとすれば大体にして、影響額が5,650万円が年少者の控除、特定の上乗せ部分で513万円ぐら

いの影響があるのではないかと。たばこ税については、40%上昇で、単純にいけますと3,500万ぐらいの伸びになるんですけども、ただし、税率改正に伴うと売り上げが落ちますのでそうはいかないだろうと見込んでおります。

あとは、非課税口座内の配当譲渡との非課税ですけども、これは全額で今配当86万、株式譲渡37万ですのでたいして影響がない。そういうふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今、個人住民税についての改正の説明がありましたが、扶養控除が廃止されることに伴っての今も説明がありましたが、扶養控除が廃止されることによって保育料とか国保税、また、子供の医療費の助成を受けられないなどの弊害があると思われませんが、具体的にどのようにあらわれると考えておられますか。金額などをお話しされましたが、影響される人数などはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 税制上において、扶養控除がなくなるということは、所得税の増加に伴うものでありまして、保育料の影響については、前回の議会でもご説明申し上げておりましたが、今手元のほうに具体的な金額等を示すものを持ってきておりません。前に議員のほうには、所得階層における保育料の一覧表をお渡ししておりますので、それらの所得金額を参考にいただければと思っております。現在、これの影響を受ける保育所は3カ所ございます。町立保育所ですが、チェリー保育園は120名。それから、なんぶ保育園においては90名。同じく福地保育園においては90名。この方々が影響を受ける可能性はございます。ただし、その個人個人の所得額によるものということになります。

以上です。

○12番（立花寛子君） 国保のほうはどうですか。

○健康福祉課長（有谷隆君） 国保も所得割という部分では多くなる方もあるし、少なくなる方

もでございます。よろしいでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 要するに個人住民税の扶養控除廃止によって、子ども手当とか高校の授業料無償化は図られるかもしれませんが、増税になる部分も多く見受けられるということが指摘されると思います。

それで今回の改正で、税金の滞納について徴収対策をより一層強めるような国からの方針が出されたと聞いておりますが、納税者が尊重され大事にされなければならないと考えておりますが、当町の考え、また、国のそういう徴収対策を強めようというような方針に対して、どのように感じておられるかお聞きしたいと思います。

また、今回の広報なんぶちょうには、税金、保険料の減免や国保税の減免についてなど紙面を多く取って、国民健康保険税の軽減制度など詳しく載っておりますが、これだけでなく滞納されている方にはがきとか気軽に相談に乗るようになど、積極的な働きかけは行われるものでしょうか。お願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに、広報のほうになります。5月号に国民健康保険税の軽減制度ということで、これらを主としまして、リストラや倒産等の非自発的な理由による離職者に対する軽減制度ということで、広報なんぶちょうの11ページ掲載しておるわけです。これを後ほどお読みいただければと思っております。

あとは、滞納対策ということでございますが、何度もご説明しておりますが、国保税の滞納者措置認定審査会というものを定期的開催しております。座長は副町長になっておられます。ちなみに5月13日にこの滞納措置審査会を開催するわけですが、税務課職員及び健康福祉課職員が出て、悪質滞納者に対する滞納の対策を協議検討し、短期それから資格証等の発行を決定していくわけです。それを出したからといって収納率が上がるわけではございません。健康福祉課の職員と税務課の職員とそれから税務課の選任の収納係員が一戸一戸回って歩きまして、納税をお願いするというのが一番の効果的な部分でございます。

それから相談については、いつでも「分納計画弁明書等の提出をお願いします」ということで、相談窓口をそれぞれの庁舎に設けておりますので、いつでもご相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 専決処分第3号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

個人住民税について、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除33万円及び16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止しました。これにより、過去最大規模の増税をもたらしました。しかも、子ども手当の月額2万6,000円の支給の保障がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされました。扶養控除廃止によって生まれる諸制度への雪だるま式の値上げについての影響を是正する具体的な措置は、いまだに示されておられません。子ども手当、高校授業料の無償化は子育て世代の要求として、望まれていた政策ではありますが、財源を個人住民税の大増税で行うことは、認められることでしょうか。また、期限付きで税負担の軽減を定めた特例措置の見直しでは、大企業優遇の政策誘導の拡充、恒久化、証券優遇税制も継続する内容となっています。

以上の内容は、今の深刻な経済危機から住民の暮らしを守り、経済を立て直すための改正になっていないと思われます。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

- 議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。
-

報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小笠原義弘君） 日程第6、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

- 税務課長（八木田良吉君） 11ページお開き願います。報告第5号でございますけども、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決した事項でございます。

処分理由ですけども、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置、これについては過疎法が改正になりまして6年延長になっております。それに伴って、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する設備で2,700万以上の特別償却できる設備を新設、増設したもののについて、固定資産税を免除した場合には、交付税措置で75%の措置がありますという規定でございます。31条ですね。これが適用される場合等を定める省令及び中心市街地活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次の12ページをお開き願います。専決処分第4号でございますけども、専決処分書、平成22年3月31日に専決処分を行っております。

次に、13ページをお開き願います。条例の改正内容でございますけども、まず、課税免除適用期限を平成23年3月31日まで1年間延長してございます。そして、対象事業をソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改正してあります。それに伴って、製造業、情報通信技術利用事業、旅館業が対象となることになっております。

次、附則の3項では、条例の施行日、これは1年間延長して平成23年3月31日まで1年延長して定めます。過疎法は6年延長ですけども、課税免除の関係は1年延長といった形になっております。この後はどうなるかはまだわかりませんが、とりあえず1年延長ということになっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） ページの14ページをお開き願います。報告第6号でございますけれども、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分。

専決処分でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次の15ページお開き願います。専決処分第5号でございますけれども、平成22年3月31日に専決処分を行っております。

次の16ページをお開き願います。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますけれども、この概要を説明申し上げます。

まず、限度額の引き上げでございますが、第2条第2項の改正でございますけれども、基礎課税額の課税限度額47万円を50万円に引き上げるとございます。

次、後期高齢者支援金等課税額。これは、限度額12万円だったのを13万円に引き上げております。

次に、低所得者に係る軽減後の課税限度額、これも基礎課税額47万円を50万円。後期高齢者支援金等課税額12万円を13万円に引き上げる。これは、23条の改正でございます。

次に、非自発的理由による離職者、先ほども広報に載ってましたけれども、この規定が改正されております。雇用保険法に規定する特定受給資格者及び特定理由離職者で、受給資格を有する者、これは特定対象被保険者と申しますけれども、これに対し、給与所得について100分の30で課税すると、30%課税します。これが、第23条の2の真ん中あたりの改正となっております。これに伴って、一番下の24条の2、申告義務が設けられております。この申告書に離職理由等を記載し提出するとともに、雇用保険受給資格者証を提示することになっております。

次に、次のページの附則の真ん中あたりですね21って。保険税の減免の特例でございますけれども、ここが65歳以上でかつ後期高齢者医療に加入した者の被扶養者であった者が、社会保険等から国保に加入した場合、国民健康保険税は2年間減免する規定が設けられておりました。この2年間で当分の間、減免するという改正が行われます。これが、附則の21の改正でございます。

次に、附則でございますけれども、この条例の施行は平成22年4月1日から施行する。改正後の

適用については、22年度以降の分から適用するということになっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、一番最初に指摘しなければならないのは、各限度額の引き上げ。収入が頑張って働いた。少しふえたと思えば、ますます限度額の引き上げで負担がふえる。こういうやり方は、やはりまずいのではないのでしょうか。国に対してももう少し、こういうやり方はやめてもらいたいとか、町独自の減免制度を発揮して、国保加入者の負担を軽くするように。また、滞納世帯をふやさないようにするやり方は町独自でできるはずなのですが、全く進んでおりません。どのように考えておられますか。これが1点目の質問です。

また、先ほどの説明にあったかもしれませんが、この低・中所得者の税負担の軽減が図れるように、政令で定めた各市町村の応益割合にかかわらず、7割、5割、2割の軽減を行うことができるようになったと聞いておりますが、どのように考えておられるか、これを少し広げて滞納世帯にこういうふうな減免を適用されるような考えはあるのかどうか、具体的にどのように動かしていくのかお答え願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） まず、課税限度額の引き上げでございますけども、前にも町長が回答してますけども、医療費がふえると税である一定部分を賄わなければならないと。それで、国のほうで今現在、課税限度額を引き上げた理由を申し上げますと、協会健保の上限が82万円になっているそうです。そういった関係で、医療費もかかって続行してきていると。そういったことを均衡をとるために、今回引き上げたという国の考え方でございます。

次に、税負担の7割、5割ですけども、これについては、30%でなった所得で判定することになりますので、当然、軽減に該当するのが多くなるということになると思います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 何度も何度もこの国保の問題では、やりとりを繰り返しているわけですが、もう少しよいことは拡大して、何としてでも滞納世帯を救っていただきたいし、そして収納率もそうすると高くなるわけですので、先ほど課長が収納率上がらないとか何とかという話もありましたけども、少しでも国保を納められるような状況につくっていただいて、収納率も高めて、要するに国保加入者の負担を減らしていただくように町独自で何とか努力していただくようにしていただきたいと思いますし、医療費の問題をいいますと、やはり国もこういう医療問題には税金として各地方自治体にも地方交付税として参入させ、住民の健康を守るのが国の仕事じゃないかということも、地方から発信していてもいいのじゃないかと思いますけども、医療費の問題は町だけの問題ではありませんので、もっと国を動かすように地方から発信していただくような態度は取れないのか。何としてでも国保がこれ以上上がらないように、ますます不況が苦しくなれば、収入も減ってきます。その上に、限度額を引き上げていくのであれば全くの健康破壊を逆に招くわけで、健康破壊を招くば医療費が引き上げられる、堂々巡りですのでどこかでストップをかけていただきたいと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

皆さんも既に御存じのとおり、平成20年から特定健診制度が施行されております。健診及びがん検診、これらの受診率を高め町民の健康を守っていくことによって、国保財政も安定するものと思っておりますので、そちらに努力したいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 専決処分第5号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

国保税の課税額のうち、基礎課税額の課税限度額を年間50万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を年間13万円に引き上げることは、ますます国保加入者の負担を重くするばかりです。このような改正は同意できません。経済状況の悪化、大企業の身勝手な解雇などになって、突然に職を失い、所得が前年に比べ大幅に減少したために、国保税の負担が困難となるケースがふえています。非自発的失業者への負担軽減措置が図られたことは、「高すぎる」「払えない国保税」の引き下げを求める住民の大きな運動が反映したものと思われます。

しかしながら、全体として国保税の負担を軽減する改正にはなっておりません。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第8、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 18ページでございます。報告第7号、平成21年度南部町一般会計補

正予算（第8号）について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分理由でございますが、特別交付税、地方消費税交付金、地方道路譲与税及び総務費国庫補助金などの収入金額確定に伴い、平成21年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第6号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,786万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,757万5,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。歳入歳出とも、主な補正項目のみ説明をいたします。

初めに、歳出をご説明申し上げます。34ページをお願いいたします。34ページの歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、15目公共施設整備基金費に1億3,109万9,000円を追加し、3億7,748万1,000円とするものでございます。右端、説明の欄をごらんください。公共施設整備基金として積み立てるものでございます。

次、27目地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業でございますが、真ん中の特定財源の国県支出金191万5,000円の減、これは国の交付金確定により財源内訳補正をするものでございます。

次に、28目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業でございますが、617万6,000円を追加し、2億5,204万9,000円とするものでございます。国の交付金の追加交付がございまして、617万6,000円を公共施設改修工事に充当するものでございます。具体的には向小学校、それから福田小学校、福地中学校、3校の給水施設改修工事を実施するものでございます。

次に、2款総務費、4項選挙費の5目名川土地改良区総代選挙費でございますが、462万円を減額するものでございますが、これは無投票当選となりましたことによる事務費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目の住民生活費でございますが、424万7,000円を減額し、3億4,513万円とするものでございます。これは、国民健康保険特別会計繰出金の繰り出しを減額するものでございますが、出産育児一時金の実績額確定による減でございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、11目の農村整備費及び8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、なお、その次の10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費につき

ましては、臨時交付金並びに地方債等確定によるそれぞれ財源内訳補正でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので29ページをお開きください。29ページの歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人、350万円を減額いたしまして、4億9,328万5,000円とするものでございますが、これは滞納繰越分でございます。

次に、1款町税、2項固定資産税でございますが、673万3,000円を減額し、7億7,514万7,000円とするものでございます。これは、滞納繰越分でございます。

次に、1款町税、4項の市町村たばこ税でございますが、331万8,000円を減額し、8,734万1,000円とするものでございます。これは、現年度課税分でございます。

次、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税から次のページ3款利子割交付金、4款の配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、次のページにいきまして6款地方消費税交付金、それから7款の自動車取得税交付金までですが、これは国からの交付額確定による増減調整でございます。

次に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございますが、1億914万7,000円を追加し、53億4,865万9,000円とするものでございます。これは特別交付税の留保分を予算化したものでございます。なお、平成21年度地方交付税は、最終的に普通交付税が48億3,301万2,000円、特別交付税は5億1,564万7,000円。トータルで平成20年度に比較し、0.9%、4,700万円あまり増加することとなりました。

次に、次のページ13款の国庫支出金、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金でございますが、1,028万8,000円を追加し、8億4,774万3,000円とするものでございます。説明の欄をごらんください。地域活性化・経済危機対策臨時交付金を191万5,000円減額いたしました。それから、地域活性化・きめ細かな臨時交付金1,220万3,000円を追加交付するものでございますが、それぞれ額が確定したことによる調整でございます。

次に、15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入でございますが、959万5,000円を追加し、2,718万1,000円とするものでございます。これは、剣吉公民館を県道敷地として売却したもの、ほかにもう1件小額なものがございますが、土地の売払収入でございます。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、5目の公共施設整備基金繰入金でございますが、1,781万3,000円を追加するものでございます。これは公共施設整備基金の繰入金でございますが、学校の耐震化事業に充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。19款諸収入、5項雑入、3目の雑入でございますが、462万円を減額し、2億3,213万円とするものでございます。先ほども歳出のほうでご説明申し上げます

した名川土地改良区選挙事務の経費、無投票になりましたことによる減額でございます。

20款町債、1項町債、6目教育債でございますが、1,880万円を減額し、1億7,640万円とするものでございます。これは、小中学校耐震改修事業債でございます。先ほども説明いたしました、前のページで説明いたしました基金の繰り入れをしましたことによる起債の減ということでございます。

次に、繰越明許費の説明を申し上げますので、24ページをお願いいたします。24ページの第2表、繰越明許費の補正でございます。2款総務費、1項の総務管理費、事業名、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業。補正前の額2億4,587万3,000円、617万6,000円を追加し、補正後2億5,204万9,000円とするものでございます。この金額は、医療健康センター整備事業それから町道舗装改修事業、それから公共施設改修事業などに22年度に繰り越して執行するものでございます。

次に25ページ、次のページをお開きください。25ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。指定管理者の指定による職業訓練施設管理業務。期間、平成21年度から平成23年度まで。限度額162万円。これは、五日市の職業訓練校を廃止したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。起債の変更、発行額の変更でございます。小・中学校耐震改修事業、補正前の額5,260万円。これを1,880万円減額し、補正後3,380万円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。
よって、報告第7号は原案どおり承認されました。

報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小笠原義弘君） 日程第9、報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

- 健康福祉課長（有谷隆君） 39ページになります。報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

処分の理由でございますが、県財政調整交付金などの収入金額が確定したことに伴う、平成21年度南部町国民健康保険特別会計予算の補正を専決処分したものであります。

次のページ、40ページをお開きください。専決処分第7号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

初めに第1条ですが、歳入歳出それぞれ5,877万円を減額し、総額27億6,838万3,000円とするものであります。

46ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費4,120万円の減額で、14億6,080万円とするものであります。これは療養給付費負担金等の実績額の確定に伴う減額となっております。

2目の退職被保険者等療養給付費も1,100万円の減額も、実績の確定に伴うものであります。

3目は財源補正のみとなっております。2款の合計額で5,220万円の減額と。

2款2項1目、3目は、財源補正のみとなっております。

47ページ上段の2款保険給付費、4項の出産育児諸費、1目出産育児一時金は、657万円の減額を計上しておりました。これは出産児の36名を予定しておりましたが、20名に減じたための減額となっております。国保の出産児童は20名ということです。

以降、3款5款6款は、財源の補正のみとなっておりますので省略します。

次に、45ページへお戻りください。歳入になります。45ページです。3款国庫支出金の3目出

産育児一時金の補助金は、20万円の減額。

6 款県支出金、県財政調整交付金は、4,663万7,000円の減額であります。先ほど、歳出でご説明しました療養給付費実績額の減額に伴うものであります。

9 款繰入金、財政調整基金繰入金は、768万6,000円の減額。

9 款繰入金、一般会計からの繰入金を424万7,000円を減額しております。これも出産育児一時金の減に伴うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号は原案どおり承認されました。

報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、報告第9号、専決処分した事項の報告について、専決第8号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 報告第9号でございます。48ページでございます。報告第9号、専決処分した事項の報告について。

処分理由、損害賠償の額を定め和解することについて、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定について第1号に該当するので、専決処分したものである。この第1号につきましては、法律上の義務に属する1件100万円未満、交通事故に係るものは1件500万円以下の損害賠償の額を定めることと規定されているものでございます。

次に49ページをお開きください。専決処分第8号、専決処分書、平成22年4月22日付けで専決処分したものでございます。

50ページをお開きください。損害賠償の額を定め和解することについて、平成22年3月18日に南部町大字上名久井字野月地内において発生した事故に伴う損害賠償に関し、相手方と次のとおり和解を成立させ、及び損害賠償額を決定するものでございます。相手方、南部町在住、59歳男性。和解の内容、南部町は相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として、金13万9,262円を相手方指定口座に支払う。なお、本件示談の他、当事者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。事故の概要でございますけども、発生日時、平成22年3月18日、午後4時30分。場所は、南部町大字上名久井字野月地内でございます。状況といたしまして、上記日時、場所において走行中、南部町が管理する側溝のグレーチングが跳ね上がり、相手方の車両下部が損壊したものでございます。この方は、この近くに住んでいる方でございまして、常日頃ここを通行している方でございますけども、当日、グレーチングが跳ね上がり、車両は軽のワンボックスカーでございまして、車両下部のオイル板にグレーチングがバンとあたりまして穴があきまして、もうその場で走行不良になりまして、その賠償ということで、車両の修理代10万5,662円、代車の使用料3万3,600円、合計13万9,262円ということで、示談したものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今の報告の内容はよくわかりましたが、今回このような事故は2回目のような気がしまして、町がどうも訴えられる事件が多々見受けられるということは、ちょっとどう考えたらいいいかなというふうには思うのですが、不当に訴えられたことに対しては毅然と、もちろん拒否することはできるわけですので、その状況に応じて、ご判断願っていると思いますが、

たびたびこのようなことがあれば観光農園なども抱えている、観光をメインにしたのそういう収入とか感情もダウンするような感じを受けますが、町としてはどのような対策なり対応を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 今回の事例に関しましては、まず、町道の管理の状況ということであるわけでございますけども、これ以外にも種々、町の施設等の管理ということにおいて、町の管理状況の瑕疵においてこういう状況に陥ったということに関しましては、やはり遺憾なことだというふうに感じておりますので、今後とも管理を全町にわたりまして厳しくしていくようにということで執行してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結し、報告第9号を終わります。

報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、報告第10号、平成21年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 報告第10号、平成21年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整いたしましたので、これを報告するものでございます。

報告理由、平成21年度南部町一般会計予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域

活性化・きめ細かな臨時交付金事業、子ども手当給付事業及び町道整備事業などの事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお開きください。平成21年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。上から順番に読み上げます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、翌年度繰越額3,532万円。2款総務費、1項総務管理費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業2億5,204万9,000円。3款民生費、2項児童福祉費、子ども手当給付事業441万8,000円。8款土木費、2項道路橋りょう費、町道整備事業4,380万円。8款土木費、5項住宅費、住宅・建築物安全ストック形成事業1,169万7,000円。9款消防費、1項消防費、全国瞬時警報システム整備事業711万円。10款教育費、1項教育総務費、安全・安心な学校づくり交付金事業3億7,722万5,000円。10款教育費、2項小学校費、理科教育設備整備費等補助金事業62万7,000円。10款教育費、3項中学校費、理科教育設備整備費等補助金事業92万円。以上、9事業合わせまして、7億3,316万6,000円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。なお、右側に財源内訳が記載されてございます。この事業に充てる特定財源として、国県支出金、合計6億4,167万6,000円。地方債4,210万円。一般財源4,939万円を充てるものでございます。この繰越計算書は、これまで一般会計各補正予算で措置された繰越明許費の全体とこれに充てられる特定財源を明確にし、議会に報告するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第10号を終わります。

報告第11号、報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。この際、日程第12、報告第11号と日程第13、報告第12号を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これに、ご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。よって、報告第11号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてを一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(中野雅司君) それでは53ページをお開きいただきたいと思います。報告第11号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

この計算書は、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算第3号で設定しました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製して報告するものでございます。

次の、54ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を平成22年3月定例会で議決をいただき、公共下水道事業の平成21年度管渠工事分、翌年度繰越額と浄化センター建設事業の翌年度逓次繰越額の合計1億8,870万円を繰越明許として設定いたしました。

1款下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、公共下水道事業の繰越対象事業費4,358万5,000円のうち沖田面地区の管渠工事分3,008万5,000円を平成22年度に繰り越すもので、財源内訳を付して報告するものでございます。

次に、55ページをお開きいただきたいと思います。報告第12号、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてご説明をいたします。この計算書は、平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算第1号で補正した継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し報告するものでございます。

次の56ページをごらんいただきたいと思います。平成21年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算の第1号を平成21年6月の定例会で議決をいただき、浄化センター建設事業について平成21年度と平成22年度の継続費、総額7億7,200万円を設定いたしました。

1款下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、浄化センター建設事業の平成21年度継続費、予算額2億7,000万円のうち支出見込額を1億1,138万5,000円とし、浄化センターの機械設備と電気設備工事分の残額1億5,861万5,000円を平成22年度に繰り越すもので、財源内訳を付し

て報告するものでございます。

以上で、報告第11号及び第12号の説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第11号、報告第12号を終わります。

議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、議案第53号、南部町名川共同高等職業訓練校条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 議案第53号、南部町名川共同高等職業訓練校条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございます。下の方でございます。職業訓練法人名川職業訓練協会が解散したことに伴い、南部町名川共同高等職業訓練校を廃止するため条例の廃止をするものでございます。平成21年度におきまして、入校生がゼロという状況下、学校法人が21年5月28日に法人解散したことにより条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。58ページです。南部町名川共同高等職業訓練校条例を廃止する条例、南部町名川共同高等職業訓練校条例は廃止する。附則、この条例は、交付の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(小笠原義弘君) 日程第15、議案第54号、工事請負契約の締結について(剣吉小学校校舎耐震改修工事)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

- 財政課長(小笠原覚君) 議案第54号、工事請負契約の締結について、南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由、学校耐震化事業における剣吉小学校校舎耐震改修工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。1、工事の表示、(1)名称、剣吉小学校校舎耐震改修工事。
(2)場所、南部町大字剣吉地内。2、請負代金、1億972万5,000円。3、契約の相手方、南部町大字剣吉字上町28、山田建設株式会社、代表取締役、山田輝男。

請負代金のところでございますが、税抜き予定価格1億3,365万3,000円でございます。落札

額、税抜きでございますが、１億450万円でございます。落札率78.2%でございます。

工事の概要でございますが、校舎棟それから東棟の耐震補強工事、それから外壁、屋根、内装等の改修、それに伴う建具の改修、電気設備並びに機械設備の改修、プラス給食搬入等の新築という内容でございます。

工期は、本契約成立の日から平成23年３月10日まででございます。

この入札でございますが、条件付一般競争入札とし、三戸郡内10社から参加申請がございまして、審査の結果、10社を本指名いたしました。途中で１社が入札を辞退したため、９社で郵便入札を行い、落札者を決定したものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 入開札一覧表を読み上げて説明願います。入札業者名、入札書記載金額、予定価格、落札率は先ほど78.2%と聞きましたのでそれは結構です。条件付指名競争入札を行ったということですが、どういう条件だったのか、その指名理由などもお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 先に、開札一覧表を朗読いたします。なお、この工事の開札一覧表につきましては、町のホームページで公表してございます。なお、財政課の閲覧場所でも公表をいたしておるものでございます。それでは、読み上げます。助川建設１億3,100万円、赤塚工務店１億3,300万円、松本工務店１億1,575万円、大西工務店１億2,965万円、大春工業１億3,230万円、夏堀組１億2,966万円、東北産業１億3,100万円、山田建設１億450万円、大山建工１億3,350万円ということでございます。

それからご質問がございました条件付き一般競争入札ということで、どういう条件がついたかということですが、入札参加資格要件として全部で10項目設定いたしてございます。ちょっと長くなりますが、まず１点目、地方自治法施行令第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。これははっきり言いますと、能力のない破産者でございます。

次に２点目、耐震改修工事業について建設業法第３条の規定に基づく特定建設業の許可を受け

ていること。これは許可者であります国土交通省大臣又は県知事ということになっておりますが、特定建設業ということでございますので、この工事は5,000万円を超える下請け工事が出る可能性がございました。よって、監理技術者を現場に配置しなければなりません。そういうことで、特定建設業の許可を受けていることということでございます。

3点目、南部町財務規則第107条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。これは不正工事、談合をした者などで粗雑な工事をする可能性のある者ということでございます。

4点目、南部町建設業者工事施行能力審査規則第4条の規定に基づき、入札参加資格申請書を提出し受理されていること。いわゆる工事施行能力の審査申請をしている者ということでございます。

5点目、耐震改修工事業について建設業法施行規則第21条の4に規定する通知書の総合評定値が建築で600点以上であること。いわゆる経営事項審査でいただいた各業者の施行能力の高さを点数化している総合評定値でございます。それが600点以上の者。

6点目、三戸郡内に本店を有していること。

それから7点目、平成12年度以降における公共工事における建築一式工事の元請負施工実績、契約額2,000万円以上が1件あること。

第8点目、次のいずれにも該当する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。この工事に対応する国家資格等を有する者。これは、資格証明書の写しを添えなさいということでございます。監理技術者資格証を有する者であること。これも、資格証の写しを添えなさいということになってございます。当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。これは、保険証書か社員証の写しを添付しなさいというふうになってございます。

9点目、南部町建設業者指名停止要領に基づく指名停止の措置を、条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日において受けていないこと。

最後10点目、法人税及び消費税・地方消費税の滞納がないこと。

以上、10点の入札参加資格要件を設定してございます。三戸郡内の業者に限定した理由ということは、先ほど申し上げました下請けが予定で約5,000万円を超える可能性がございました。特定建設業でなければならないという判断の基に、町内の業者をみた時に、特定建設業の許可を受けている者は非常に数が少ないことで、指名審査会においてそのエリアを三戸郡内に広げて、しかるべき業者の数を確保したということでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） ただ今丁寧に説明をいただきましたが、指名理由や指名業者が10社そろそろなど条件付指名競争入札とはいえ、指名入札する際の最低限の条件はそろっているように見受けられます。今まで以上に気を使って入札している姿勢はうかがえます。どのような改善がなされ、このような結果になったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず議会の皆様からも、工事請負契約の締結の議案を出す都度、いろいろと貴重なご意見を伺っております。もちろん国並びに県のほうからも入札の改善等しなさいということで指導をいただいている状況でございます。それら国・県の指導のほかに、いわゆる建設業法それから町の財務規則、それから指名審査会も適正に運営し、偏らないように指名をするというふうな基本方針の基に随時適正化を図っている状況でございます。これからもいろいろとご指導いただきながら正しい入札のあり方を追求していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第29回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご議決、ご同意を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

剣吉小学校耐震改修工事契約についてのご議決をいただきましたが、学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、また、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保が極めて重要であります。今後、耐震改修工事が必要な学校は福田小学校、南部小学校、福地中学校の3校のみとなりました。いずれも現在、耐震改修工事設計中でありま

すので、設計業務終了後には耐震改修工事を実施し、今年度中に町内全小中学校の耐震改修を完了することとしております。

また、4月から開設した「ふるさと運動公園陸上競技場」ですが、3日前の5月8日、郡内小学校による「日清カップ県大会予選会」が開かれました。来月中旬には、三戸郡総合体育大会、南部町小学校陸上競技記録会、三戸郡中学校体育大会の開催も予定されております。

同じく4月に開設いたしました南部公民館ですが、4月の1カ月間で、ダンスや詩吟、空手、老人クラブなど33団体、約780人の利用がございました。地域に待ち望まれていた施設であることを再認識するとともに、両施設とも今後、多くの皆さまに利用していただければと思っております。

最後になりましたが、議員各位にはご健勝にて、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

- 議長（小笠原義弘君） これで第29回南部町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 夏 堀 文 孝

署 名 議 員 沼 畑 俊 一